



株主総会



株主名簿の作成・整備は万全ですか？

株主名簿とは、誰が株主であることを証するものです。

株主として株主総会に参加できる方を特定し、
会社が法的に不備なく意思決定するうえで大切な資料となります。

■ **作成者** 会社(株主名簿管理人が設置されている場合は、株主名簿管理人)が株主名簿を作成します。

■ 記載事項

- ・ 株主の氏名・住所
- ・ 株主ごとの株式の数
- ・ 株式取得日
- ・ 株券番号 (株券発行の場合)

番号	氏名又は名称	住所	株式数	取得年月日	備考
1	A	京都市～	250	2015.4.1	株券不発行
2	B	横浜市～	50	2017.1.1	株券不発行
3	C	東京都～	100	2018.5.1	株券不発行

書式は法令で定められていないため、会社所定のフォーマットとなります。

■ 株主名簿を作成・整備していないと起こりうるリスク

1 株主、取引先、官公庁、税理士、司法書士等から株主名簿の提出を求められたとしても対応できません。
会社の信用力低下や**手続・取引のスケジュールに遅れ、中止**につながるおそれがあります。

2 現在の株主が誰であるか正確に把握していないため、
法令に則った適切な株主総会を開くことができません。
正確な株主を除いて株主総会の決議を行う場合、**将来的に決議が無効とされるおそれ**が残ります。



会社の信用力

手続・取引スケジュール

株主総会の効力

影響大 😞

株主名簿は会社が作成、管理するものです。
もし株主の管理に不安な点がございましたらお気軽にご相談ください。

株主の管理についてのご相談はF&Partnersへ！

今週の
お客様の**声**

依頼して
良かった点は？

木津川市 つるおか様

スマホに事務がすめらしたこと。

京都事務所
京都市中京区七観音町623番地
第11長谷ビル5階
TEL 0120-256-113

F&Partners 司法書士法人

無料相談 実施中です。
まずは、お気軽にお電話を！

